

令和2年6月4日提出

令和2年6月市議会定例会 議案参考資料

木 更 津 市

令和 2 年 6 月市議会定例会議案参考資料目録

議 案 番 号	件 名	頁
議案第 3 9 号	木更津市農業委員会の区域内における認定農業者の数等の概要 関連条文	1
議案第 4 0 号 から 議案第 5 7 号 まで	木更津市農業委員会委員候補者名簿	4
議案第 4 0 号	木更津市農業委員会委員の履歴事項	5
議案第 4 1 号	木更津市農業委員会委員の履歴事項	6
議案第 4 2 号	木更津市農業委員会委員の履歴事項	7
議案第 4 3 号	木更津市農業委員会委員の履歴事項	8
議案第 4 4 号	木更津市農業委員会委員の履歴事項	9
議案第 4 5 号	木更津市農業委員会委員の履歴事項	1 0
議案第 4 6 号	木更津市農業委員会委員の履歴事項	1 1
議案第 4 7 号	木更津市農業委員会委員の履歴事項	1 2
議案第 4 8 号	木更津市農業委員会委員の履歴事項	1 3
議案第 4 9 号	木更津市農業委員会委員の履歴事項	1 4
議案第 5 0 号	木更津市農業委員会委員の履歴事項	1 5
議案第 5 1 号	木更津市農業委員会委員の履歴事項	1 6
議案第 5 2 号	木更津市農業委員会委員の履歴事項	1 7

議案第 5 3 号	木更津市農業委員会委員の履歴事項	1 8
議案第 5 4 号	木更津市農業委員会委員の履歴事項	1 9
議案第 5 5 号	木更津市農業委員会委員の履歴事項	2 0
議案第 5 6 号	木更津市農業委員会委員の履歴事項	2 1
議案第 5 7 号	木更津市農業委員会委員の履歴事項	2 2
議案第 5 8 号	附属機関設置条例の新旧対照表	2 3
議案第 5 9 号	木更津市固定資産評価審査委員会条例の新旧対照表 木更津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の 新旧対照表	2 4
議案第 6 0 号	木更津市税条例の新旧対照表 木更津市税条例の一部を改正する条例の新旧対照表 木更津市税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表	3 2
議案第 6 1 号	木更津市国民健康保険税条例の新旧対照表	6 6
議案第 6 2 号	木更津市後期高齢者医療に関する条例の新旧対照表	6 8
議案第 6 3 号	木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の新旧対照表	6 9
議案第 6 4 号	木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の新旧対照表	7 1
議案第 6 5 号	木更津市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の新旧対照表	7 3
議案第 6 6 号	木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の新 旧対照表	7 5
議案第 6 7 号	木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の新旧対照表 木更津市公共下水道の事業認可区域外から公共下水道への流入に関 する条例の新旧対照表	7 6
議案第 6 8 号	契約内容書 随意契約業者選定調書	7 8
議案第 6 9 号	契約内容書 随意契約業者選定調書	8 0

議案第 7 0 号	認定する市道路線の位置図	8 2
-----------	--------------	-----

議案第 39 号

木更津市農業委員会の区域内における認定農業者の数等の概要

木更津市農業委員会区域内における認定農業者の数及び木更津市農業委員会委員の定数に 8 を乗じた数

木更津市農業委員会区域内における認定農業者の数	1 1 4
木更津市農業委員会委員の定数（18 人）に 8 を乗じた数	1 4 4

木更津市農業委員会委員に推薦・応募のあった者の内訳

内訳	1. 認定農業者等	6 人
	2. 認定農業者等に準ずる者	8 人
	3. その他の農業者	3 人
	4. 利害関係を有しないもの	1 人
合計		18 人

議案第39号 木更津市農業委員会委員の過半数を農業委員会等に関する法律第8条第5項各号に掲げる者又は農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号イからヌまでに掲げる者とするについて（関連条文）

農業委員会等に関する法律

〔昭和二十六年三月三十一日号外法律第八十八号〕

（委員の任命）

第八条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

5 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 認定農業者である個人
- 二 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

農業委員会等に関する法律施行規則

〔昭和二十六年四月二十六日農林省令第二十三号〕

（認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合）

第二条 法第八条第五項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に八を乗じて得た数を下回る場合（以下この条及び第五条第一項第四号において「認定農業者が少ない場合」という。）において、委員の過半数を法第八条第五項各号に掲げる者（以下「認定農業者等」という。）又は次に掲げる者とするについて当該市町村の議会の同意を得たとき。

- イ 認定農業者等であつた者
- ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
- ハ 認定就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四条の五第一項に規定する認定就農者をいう。ニ及び第十条第一号において同じ。）である個人

- ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。）
- ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第四項第一号ハに規定する組織の役員
- ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの
- ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人
- チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者
- リ 基本構想（農業経営基盤強化促進法第六条第一項に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（ヌ及び第十条第二号において「基本構想水準到達者」という。）である個人
- ヌ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人

新旧対照表

○議案第58号 附属機関設置条例の一部を改正する条例

新						旧					
附属機関設置条例						附属機関設置条例					
昭和34年9月28日 条例第28号						昭和34年9月28日 条例第28号					
別表（第3条）						別表（第3条）					
附属機関						附属機関					
附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期	附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
略						略					
木更津市公募 対象公園施設 設置等予定者 選定委員会	公募対象公園施設の設 置等予定者の選定につ いて調査審議し、必要 な事項を市長に答申し 、又は建議すること。	委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を 代表する者 3 市の職員	7人以内	2年	木更津市公募 対象公園施設 設置等予定者 選定委員会	公募対象公園施設の設 置等予定者の選定につ いて調査審議し、必要 な事項を市長に答申し 、又は建議すること。	委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を 代表する者 3 市の職員	7人以内	2年
木更津市水産 振興計画策定 検討委員会	木更津市水産振興計画 の策定について調査審 議し、必要な事項を市長 に答申し、又は建議 すること。	委員長 副委員長	1 学識経験者 2 関係団体を 代表する者	20人以内	1年以 内						

新旧対照表

○議案第59号 木更津市固定資産評価審査委員会条例及び木更津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
木更津市固定資産評価審査委員会条例 昭和26年9月21日 条例第45号 第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し、審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「<u>情報通信技術活用法</u>」という。）<u>第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 略 第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 略 （2） 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を<u>情報通信技術活用法第7条第1項</u>の規定により<u>情報通信技術活用法第6条第1項</u>に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によつてするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円 2 手数料は、委員会が定める書面に収入証紙を貼つて納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 （1）・（2） 略 （3） <u>情報通信技術活用法第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める場合において、委員会	木更津市固定資産評価審査委員会条例 昭和26年9月21日 条例第45号 第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し、審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「<u>情報通信技術利用法</u>」という。）<u>第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3～5 略 第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 略 （2） 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を<u>情報通信技術利用法第4条第1項</u>の規定により<u>同項</u>に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によつてするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円 2 手数料は、委員会が定める書面に収入証紙を貼つて納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 （1）・（2） 略 （3） <u>情報通信技術利用法第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める場合において、委員会

の規程で定める方法により手数料を納付する場合

の規程で定める方法により手数料を納付する場合

新旧対照表

○議案第59号 木更津市固定資産評価審査委員会条例及び木更津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
<u>木更津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u> 平成21年6月25日 条例第16号 （目的） 第1条 この条例は、条例等に基づく市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術</u>を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（4） 略 （5） 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u> （6）～（12） 略 <u>（情報システム整備計画）</u> 第3条 <u>市は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る市の機関の情報システム（以下単に「情報システム」という。）の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画（以下「情報システム整備計画」という。）を作成するものとする。</u> 2 <u>市長は、情報システム整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。情報システム整備計画を変更したときも、同様とする。</u> <u>（情報システムの整備）</u> 第4条 <u>市の機関は、情報システム整備計画に従って情報システムを整備するものとする。</u> 2 <u>市の機関は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるものと</u>	<u>木更津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u> 平成21年6月25日 条例第16号 （目的） 第1条 この条例は、条例等に基づく市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術</u>を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、<u>市民の利便性の向上を図るとともに</u>、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（4） 略 （5） 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</u> （6）～（12） 略

する。	
3 市の機関は、第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。	
(電子情報処理組織による申請等)	(電子情報処理組織による申請等)
第5条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と<u>その手続等の相手方</u>の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。	第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と<u>申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u>）を使用して行わせることができる。
2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、<u>当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。</u>	2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、<u>当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、市の機関に到達したもの</u>とみなす。	3 第1項の規定により行われた申請等は、<u>同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、市の機関に到達したもの</u>とみなす。
4 略	4 略
5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、<u>当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第10条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。</u>	5 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって<u>当該署名等に代えさせることができる。</u>
6 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において証紙による方法その他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすること	

ができる。	
7 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第7項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第6項までにおいて同じ。）」とする。	
（電子情報処理組織による処分通知等）	（電子情報処理組織による処分通知等）
第6条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式により表示をする場合に限る。	第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。
2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。	2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。	3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をする事が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。	4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をする事としているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。
5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処	

分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。	
（電磁的記録による縦覧等）	（電磁的記録による縦覧等）
第7条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。	第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。
2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。	2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。
（電磁的記録による作成等）	（電磁的記録による作成等）
第8条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。	第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。
2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。	2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。 （適用除外）	3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。
第9条 次に掲げる手続等については、第5条から前条までの規定は、適用しない。	
（1）手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う	

<u>ことが適当でないものとして規則等で定めるもの</u> (2) <u>手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）</u> <u>(添付書面等の省略)</u>	
第10条 <u>申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</u> <u>(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)</u> 第11条 <u>市は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。</u>	
<u>(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)</u> 第12条 <u>市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市</u>	<u>(手続等に係る情報システムの整備等)</u> 第7条 <u>市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> 2 <u>市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。</u> 3 <u>市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。</u> <u>(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)</u>
<u>の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技</u>	第8条 <u>市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の</u>

術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により<u>随時公表</u>するものとする。 (委任) 第13条 略	規定による<u>情報通信の技術の利用</u>に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により<u>公表</u>するものとする。 (委任) 第9条 略
---	---

新旧対照表

○議案第60号 木更津市税条例等の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
木更津市税条例 昭和36年12月25日 条例第44号 （個人の市民税の非課税の範囲） 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 （1） 略 （2） 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2 略 （所得控除） 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （市民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規	木更津市税条例 昭和36年12月25日 条例第44号 （個人の市民税の非課税の範囲） 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 （1） 略 （2） 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2 略 （所得控除） 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （市民税の申告） 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規

定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）についてはこの限りでない。

2～8 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1）・（2） 略

（3） 略

2～5 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提

定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）についてはこの限りでない。

2～8 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（1）・（2） 略

（3） 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

（4） 略

2～5 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年

出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 略 2～5 略 (法人の市民税の申告納付) 第48条 略 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、<u>租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u> 3～17 略 (固定資産税の納税義務者等) 第54条 略 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により、共用部分とされた付属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は<u>登録がされている者</u>をいう。この場合において、所有者として登記又は<u>登録がされている個人が賦課期日に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</u> 3 略 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。<u>この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u> 5 <u>法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有</u>	金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u> (4) 略 2～5 略 (法人の市民税の申告納付) 第48条 略 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、<u>租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u> 3～17 略 (固定資産税の納税義務者等) 第54条 略 2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項の専有部分の属する家屋（同法第4条第2項の規定により、共用部分とされた付属の建物を含む。）については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者（以下「区分所有者」という。）とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は<u>登録されている者</u>をいう。この場合において、所有者として登記又は<u>登録されている個人が賦課期日に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</u> 3 略 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によつて不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、<u>これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。</u>
---	--

者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。	
6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。	5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和55年法律第86号）第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定によつて管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。
7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第42条第2項の規定	6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等（同法第42条第2項の

によるしゅん工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。) で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。)をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。	規定によるしゅん工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。) で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。)をもつて当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。
8 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に附合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。 (固定資産税の課税標準)	7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に附合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。 (固定資産税の課税標準)
第61条 略 2～8 略 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。	第61条 略 2～8 略 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合) 第61条の2 <u>法第349条の3第27項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 2 <u>法第349条の3第28項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 3 <u>法第349条の3第29項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 (被災住宅用地の申告) 第74条の2 略 (<u>現所有者の申告</u>) 第74条の3 <u>現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)</u>は、<u>現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)</u> (2) <u>土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</u> (3) <u>その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u> (固定資産に係る不申告に関する過料) 第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2・3 略 (たばこ税の課税標準) 第94条 略 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。<u>ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻きた</u>	(法第349条の3第28項等の条例で定める割合) 第61条の2 <u>法第349条の3第28項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 2 <u>法第349条の3第29項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 3 <u>法第349条の3第30項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 (被災住宅用地の申告) 第74条の2 略 (固定資産に係る不申告に関する過料) 第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条又は法第383条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 2・3 略 (たばこ税の課税標準) 第94条 略 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。
---	--

ばこの0.7本に換算するものとする。 略	略
3 略 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	3 略 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
5～10 略 （たばこ税の課税免除） 第96条 略	5～10 略 （たばこ税の課税免除） 第96条 略
2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。	
3 第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合に限り、適用する。	2 前項の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。
4 略 （たばこ税の申告納付の手続） 第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第	3 略 （たばこ税の申告納付の手続） 第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第

34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第96条第3項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。 2～5 略 (特別土地保有税の納税義務者等) 第131条 略 2～5 略 6 <u>第54条第7項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。 (都市計画税の納税義務者等) 第141条 略 2 前項の価格とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、<u>第32項又は第33項</u>の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の所有者とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。 3・4 略 附 則 (延滞金の割合等の特例) 第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算し</u>	34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第96条第2項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。 2～5 略 (特別土地保有税の納税義務者等) 第131条 略 2～5 略 6 <u>第54条第6項</u>の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第131条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。 (都市計画税の納税義務者等) 第141条 略 2 前項の価格とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、<u>第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項</u>の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の所有者とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。 3・4 略 附 則 (延滞金の割合等の特例) 第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>
---	---

た割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。
2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</u>	2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</u>
（納期限の延長に係る延滞金の特例） 第3条の2の2 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する<u>加算した割合</u>とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。	（納期限の延長に係る延滞金の特例） 第3条の2の2 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する<u>特例基準割合</u>とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内）は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。
2 略 （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）	2 略 （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）
第6条 昭和57年度から<u>令和6年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による	第6条 昭和57年度から<u>令和3年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による

申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2・3 略 （読替規定） 第8条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第8条の2 略	申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2・3 略 （読替規定） 第8条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第8条の2 略
2 <u>法附則第15条第2項第5号</u>に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。	2 <u>法附則第15条第2項第2号</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
3・4 略	3 <u>法附則第15条第2項第6号</u>に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
5 <u>法附則第15条第26項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	4・5 略
6 <u>法附則第15条第27項第1号</u>に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	6 <u>法附則第15条第29項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
7 <u>法附則第15条第27項第2号</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	7 <u>法附則第15条第30項第1号</u>に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
8 <u>法附則第15条第27項第3号</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	8 <u>法附則第15条第30項第2号</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
9 <u>法附則第15条第28項第1号</u>に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	9 <u>法附則第15条第30項第3号</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
10 <u>法附則第15条第28項第2号</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	10 <u>法附則第15条第31項第1号</u>に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
11 <u>法附則第15条第30項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	11 <u>法附則第15条第31項第2号</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
12 <u>法附則第15条第30項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市の	12 <u>法附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
	13 <u>法附則第15条第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市の

条例で定める割合は、3分の2とする。	条例で定める割合は、3分の2とする。
13 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	14 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
14 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	15 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
15 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。	16 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
16 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。	17 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。	18 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
18 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	19 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
19 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	20 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
20 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	21 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
21 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	22 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
22 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	23 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。
23 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	24 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
24 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は、0とする。	25 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
25 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	26 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、0とする。
26 略 (令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)	27 略 (令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)
第9条の2 略	第9条の2 略
2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。	2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)	(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)
第10条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。	第10条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のも	4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のも

のに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第11条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

第11条の3 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産

のに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第11条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

第11条の3 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産

税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。	税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。
2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
（特別土地保有税の課税の特例）	（特別土地保有税の課税の特例）
第13条 附則第10条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号又は第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。	第13条 附則第10条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号又は第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
2～5 略	2～5 略
（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）	（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）
第15条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、	第15条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、

第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2・3 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第15条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

（1）・（2） 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のため

第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2・3 略

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第15条の2 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

（1）・（2） 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のため

の譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第17条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第17条の2 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第17条の3 附則第17条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第

の譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第17条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第17条の2 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第17条の3 附則第17条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第

17条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 第17条の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第17条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。 第17条の5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第17条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。 （農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第18条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 略	第17条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 第17条の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第17条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。 第17条の5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第17条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。 （農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第18条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。 略
第19条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都	第19条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都

市計画税の額は、前条の規定により附則第11条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）<u>又は</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。	市計画税の額は、前条の規定により附則第11条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）<u>又は</u>法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。
第19条の2 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）<u>又は</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 （読替規定）	第19条の2 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）<u>又は</u>法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 （読替規定）
第22条 法附則第15条第1項、第13項、<u>第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条中「<u>又は第33項</u>」とあるのは「若しくは<u>第33項又は附則第15条から第15条の3まで</u>」とする。	第22条 法附則第15条第1項、第13項、第18項、<u>第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条中「<u>又は第34項</u>」とあるのは「若しくは<u>第34項又は法附則第15条から第15条の3まで</u>」とする。

新旧対照表

○議案第60号 木更津市税条例等の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
木更津市税条例 昭和36年12月25日 条例第44号 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（<u>法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。</u>）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第150条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。 （1）～（3） 略 （4） 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間 （5） 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項<u>又は第31項</u>の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日 （6） 第48条第1項の申告書（<u>法第321条の8第34項及び第35項</u>の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又は	木更津市税条例 昭和36年12月25日 条例第44号 （納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5（第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第47条の4第1項（第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第1項（<u>法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。</u>）、第53条の7、第67条、第81条の6第1項、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第150条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。 （1）～（3） 略 （4） 法第601条第3項若しくは第4項（これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。）、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間 （5） 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日 （6） 第48条第1項の申告書（<u>法第321条の8第22項及び第23項</u>の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又は

その日の翌日から1月を経過する日 (年当たりの割合の基礎となる日数) 第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 (市民税の納税義務者等) 第23条 略 2 略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (均等割の税率) 第31条 略 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号</td><td>年額5万円</td></tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号	年額5万円	その日の翌日から1月を経過する日 (年当たりの割合の基礎となる日数) 第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 (市民税の納税義務者等) 第23条 略 2 略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (均等割の税率) 第31条 略 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の区分</th><th>税率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号</td><td>年額5万円</td></tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号	年額5万円
法人の区分	税率								
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号	年額5万円								
法人の区分	税率								
(1) 次に掲げる法人 ア～エ 略 オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号	年額5万円								

までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの		までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	
(2)～(9) 略	略	(2)～(9) 略	略
3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、<u>法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</u>		3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、<u>法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</u>	
4 略 (法人税割の税率)		4 略 (法人税割の税率)	
第34条の4 略		第34条の4 略	
2 略		2 略	
3 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額は、<u>法第321条の8第1項の規定によつて申告納付すべき法人にあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における資本金等の額とする。</u>		3 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額は、<u>法第321条の8第1項の規定によつて申告納付すべき法人にあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第4項の規定によつて申告納付すべき法人にあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における資本金等の額とする。</u>	
(法人の市民税の申告納付)		(法人の市民税の申告納付)	
第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、<u>法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)</u>を、同条第1項、第2項、<u>第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金の施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</u>		第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、<u>法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)</u>を、同条第1項、第2項、<u>第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金の施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</u>	
2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u>		2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、<u>租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</u>	

- | | |
|--|--|
| <p>3 内国法人が、<u>租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第37項及び令第48条の12の3</u>に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> | <p>3 内国法人が、<u>租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項</u>の規定の適用を受ける場合には、<u>法第321条の8第25項及び令第48条の12の3</u>に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> |
| <p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第321条の8第38項及び令第48条の13</u>に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> | <p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、<u>法第321条の8第26項及び令第48条の13</u>に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> |
| <p>5 <u>法第321条の8第34項</u>に規定する申告書（<u>同条第33項</u>の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は<u>第31項</u>の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（<u>同条第35項</u>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> | <p>5 <u>法第321条の8第22項</u>に規定する申告書（<u>同条第21項</u>の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（<u>同条第23項</u>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> |
| <p>6 前項の場合において、法人が<u>法第321条の8第1項、第2項又は第31項</u>に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に<u>同条第34項</u>に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が<u>法第321条の11第1項又は第3項</u>の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（<u>法第321条の8第35項</u>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> | <p>6 前項の場合において、法人が<u>法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項</u>に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に<u>同条第22項</u>に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が<u>法第321条の11第1項又は第3項</u>の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（<u>法第321条の8第23項</u>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> |
| <p>7 第5項の場合において、<u>法第321条の8第34項</u>に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は<u>第31項</u>に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納</p> | <p>7 第5項の場合において、<u>法第321条の8第22項</u>に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出</p> |

付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1) 略 (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間	により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1) 略 (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間
8 略	8 略 9 <u>法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。</u>
9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告につい	10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告につい

ては、同項の規定にかかわらず、<u>同条第52項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び<u>第11項</u>において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（<u>第11項</u>において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。	ては、同項の規定にかかわらず、<u>同条第42項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び<u>第12項</u>において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（<u>第12項</u>において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
10 略	11 略
11 <u>第9項</u>の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。	12 <u>第10項</u>の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。
12 <u>第9項</u>の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる と認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法<u>第75条の5第2項</u>の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した<u>第9項</u>の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。	13 <u>第10項</u>の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる と認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法<u>第75条の4第2項</u>の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した<u>第10項</u>の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
13 略	14 略
14 <u>第12項</u>の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第9項</u>の申告につき<u>第12項</u>の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。	15 <u>第13項</u>の規定の適用を受けている内国法人は、<u>第10項</u>の申告につき<u>第13項</u>の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
15 <u>第12項前段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の<u>第12項前段</u>の期間内に行う<u>第9項</u>の申告については、<u>第12項前段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。	16 <u>第13項前段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の<u>第13項前段</u>の期間内に行う<u>第10項</u>の申告については、<u>第13項前段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
16 <u>第12項後段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>第14項</u>の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは<u>第6項</u>の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の<u>第12項後段</u>の期間内	17 <u>第13項後段</u>の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>第15項</u>の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは<u>第6項</u>（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出

に行う第9項の申告については、<u>第12項後段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。 (法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)	書の提出又は処分があつた日の翌日以後の<u>第13項後段</u>の期間内に行う第10項の申告については、<u>第13項後段</u>の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。 (法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)
第50条 略	第50条 略
2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は<u>第31項</u>の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項又は<u>第31項</u>に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。	3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は<u>第31項</u>に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）	4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、<u>第4項又は第19項</u>に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」と

があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1)～(2) 略 (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)	いう。)があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1)～(2) 略 (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)
第52条 略 2・3 略	第52条 略 2・3 略
	4 <u>法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)</u>は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、<u>当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u> 5 <u>第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u> 6 <u>第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正によ</u>

り納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

（たばこ税の課税標準）

第94条 略

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻きたばこの0.7本に換算するものとする。

略

3～10 略

附 則

（延滞金の割合等の特例）

第3条の2 略

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

（たばこ税の課税標準）

第94条 略

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻きたばこの1本に換算するものとする。

略

3～10 略

附 則

（延滞金の割合等の特例）

第3条の2 略

2 当分の間、第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

新旧対照表

○議案第60号 木更津市税条例等の一部を改正する条例（第3条関係）

新	旧
木更津市税条例の一部を改正する条例 平成27年12月16日 条例第42号 附 則 （市たばこ税に関する経過措置） 第6条 略 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、木更津市税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 （1）・（2） 略 （3） 平成30年4月1日から令和元年9月30日まで 1,000本につき4,000円 3～12 略 13 令和元年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの	木更津市税条例の一部を改正する条例 平成27年12月16日 条例第42号 附 則 （市たばこ税に関する経過措置） 第6条 略 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、木更津市税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 （1）・（2） 略 （3） 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円 3～12 略 13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの

とする。

第 5 項	前項	第13項
	附則第20条第 4 項	附則第20条第14項において準用する 同条第 4 項
	平成28年 5 月 2 日	<u>令和元年10月31日</u>
第 6 項	平成28年 9 月30日	<u>令和 2 年 3 月31日</u>
略		

とする。

第 5 項	前項	第13項
	附則第20条第 4 項	附則第20条第14項において準用する 同条第 4 項
	平成28年 5 月 2 日	<u>平成31年10月31日</u>
第 6 項	平成28年 9 月30日	<u>平成32年 3 月31日</u>
略		

新旧対照表

○議案第60号 木更津市税条例等の一部を改正する条例（第4条関係）

新	旧
木更津市税条例の一部を改正する条例 平成29年4月29日 条例第19号 附 則 （市民税に関する経過措置） 第2条 この条例による改正後の木更津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。	木更津市税条例の一部を改正する条例 平成29年4月29日 条例第19号 附 則 （市民税に関する経過措置） 第2条 この条例による改正後の木更津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

新旧対照表

○議案第60号 木更津市税条例等の一部を改正する条例（第5条関係）

新	旧				
木更津市税条例等の一部を改正する条例 平成30年6月28日 条例第29号 附 則 (手持品課税に係る市たばこ税) 第9条 略 2・3 略 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の木更津市税条例（以下この項及び次項において「<u>2年新条例</u>」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>2年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table> 5 <u>2年新条例</u>第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。 (手持品課税に係る市たばこ税) 第11条 略 2・3 略 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の木更津市税条例（以下この項及び次項	略		木更津市税条例等の一部を改正する条例 平成30年6月28日 条例第29号 附 則 (手持品課税に係る市たばこ税) 第9条 略 2・3 略 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の木更津市税条例（以下この項及び次項において「<u>32年新条例</u>」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>32年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table> 5 <u>32年新条例</u>第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。 (手持品課税に係る市たばこ税) 第11条 略 2・3 略 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもの	略	
略					
略					

において「3年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

- 5 3年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

新旧対照表

○議案第60号 木更津市税条例等の一部を改正する条例（第6条関係）

新	旧
木更津市税条例等の一部を改正する条例 令和元年6月29日 条例第7号 【木更津市税条例の一部改正】 第2条 木更津市税条例の一部を次のように改正する。 後略 附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1）・（2） 略 （3） <u>削除</u> （4） 第2条及び附則第5条の規定 令和3年4月1日 （市民税に関する経過措置） 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の木更津市税条例（次項及び第3項において「<u>2年新条例</u>」という。）第36条の2第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。 2 <u>2年新条例</u>第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき木更津市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する<u>2年新条例</u>第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。 3 <u>2年新条例</u>第36条の3の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年	木更津市税条例等の一部を改正する条例 令和元年6月29日 条例第7号 【木更津市税条例の一部改正】 第2条 木更津市税条例の一部を次のように改正する。 <u>第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。</u> 後略 附 則 （施行期日） 第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 （1）・（2） 略 （3） <u>第2条中木更津市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定</u> 令和3年1月1日 （4） 第2条<u>（前号に掲げる改正規定を除く。）</u>及び附則第5条の規定 令和3年4月1日 （市民税に関する経過措置） 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の木更津市税条例（次項及び第3項において「<u>32年新条例</u>」という。）第36条の2第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。 2 <u>32年新条例</u>第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき木更津市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する<u>32年新条例</u>第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。 3 <u>32年新条例</u>第36条の3の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年

法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する<u>2年新条例</u>第36の3の3第1項に規定する申告書について適用する。	法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する<u>32年新条例</u>第36の3の3第1項に規定する申告書について適用する。
<u>第3条 削除</u> (軽自動車税に関する経過措置) 第4条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の木更津市税条例(以下「<u>元年10月新条例</u>」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2 <u>元年10月新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。	<u>第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の木更津市税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)</u>の規定は、令和3年度以後の年度分の<u>個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u> (軽自動車税に関する経過措置) 第4条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の木更津市税条例(以下「<u>31年10月新条例</u>」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 2 <u>31年10月新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

新旧対照表

○議案第61号 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市国民健康保険税条例 昭和50年6月28日 条例第28号 (課税額) 第3条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。 3 略 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3	木更津市国民健康保険税条例 昭和50年6月28日 条例第28号 (課税額) 第3条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。 3 略 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、3

3万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～エ 略 附 則 （長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）	3万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～エ 略 附 則 （長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）
9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 （短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）	9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 （短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）
10 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。	10 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

新旧対照表

○議案第62号 木更津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月22日 条例第6号 (市において行う事務) 第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) (8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付 (9) 略 附 則 (延滞金の割合の特例) 第2条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	木更津市後期高齢者医療に関する条例 平成20年3月22日 条例第6号 (市において行う事務) 第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) (8) 略 附 則 (延滞金の割合の特例) 第2条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

新旧対照表

○議案第63号 木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第18号	木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第18号
(保育所等との連携)	(保育所等との連携)
第6条 略	第6条 略
2・3 略	2・3 略
4 市長は、次のいずれかに該当するときは、 <u>第1項第3号の規定を適用しないことができる。</u>	4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る <u>連携施設の確保が著しく困難であると認める</u> ときは、 <u>同号の規定を適用しない</u> ことができる。
(1) <u>市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u>	
(2) <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u>	
5 前項（ <u>同項第2号に該当する場合に限る。</u> ）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。	5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
(1)・(2) 略 (職員)	(1)・(2) 略 (職員)
第23条 略	第23条 略
2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。	2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
(1) 略	(1) 略

(2) 法第18条の5各号及び法<u>第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者 3 略 (居宅訪問型保育事業) 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1)～(3) 略 (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育	(2) 法第18条の5各号及び法<u>第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者 3 略 (居宅訪問型保育事業) 第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。 (1)～(3) 略 (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育
--	---

新旧対照表

○議案第64号 木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第19号 (職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(13) 略 4・5 略 附 則 (施行期日) 1 略 <u>(設備の基準に関する経過措置)</u> 2 <u>木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和2年木更津市条例第 号）の施行の日（第4項において「2年施行日」という。）から令和5年3月31日までの間、第9条第2項の規定の適用については、同項中「おおむね1.65平方メートル以上でなければならない」とあるのは、「おおむね1.65平方メートル以上となるよう努めなければならない」とする。</u> (職員に関する経過措置) 3 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）とする。 <u>(支援の単位に関する経過措置)</u> 4 2年施行日から令和5年3月31日までの間、第10条第4項の規定の適用に	木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年9月27日 条例第19号 (職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(13) 略 4・5 略 附 則 (施行期日) 1 略 (職員に関する経過措置) 2 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）とする。

ついては、同項中「おおむね40人以下とする」とあるのは、「おおむね40人以下となるよう努めなければならない」とする。
--

新旧対照表

○議案第65号 木更津市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市重度心身障害者医療費の助成に関する条例 昭和48年3月28日 条例第6号 (目的) 第1条 この条例は、<u>重度心身障害者</u>に対して医療費の一部を助成することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)・(2) 略 (3) <u>前2号に定めるもののほか、手帳の交付を受け、省令別表に掲げる3級の障害のある者で、かつ、児童相談所又は更生相談所の判定した知能指数がおおむね50以下の者</u> (4) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級である者</u> 2～8 略 (対象者) 第3条 この条例により、医療費の助成（以下「助成」という。）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) <u>本市に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。</u> ア <u>国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされる者</u> イ <u>高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により他の後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療の被保険者となる者</u> ウ <u>身体障害者福祉法第9条第2項及び第3項又は知的障害者福祉法第9条第2項及び第3項の規定により他の市町村が援護を行なっている</u>	木更津市重度心身障害者医療費の助成に関する条例 昭和48年3月28日 条例第6号 (目的) 第1条 この条例は、<u>重度の知的障害者及び身体障害者</u>に対して医療費の一部を助成することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)・(2) 略 (3) <u>前各号に定めるもののほか、手帳の交付を受け、省令別表に掲げる3級の障害のある者で、かつ、児童相談所又は更生相談所の判定した知能指数がおおむね50以下の者</u> 2～8 略 (対象者) 第3条 この条例により、医療費の助成（以下「助成」という。）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) <u>本市に住所を有する者（国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされる者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者を除く。）</u>

者 エ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項及び第4項（同法第52条第2項及び第76条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定により他の市町村が支給決定を行なっている者</u> (2) 略 (3) <u>高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、千葉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療の被保険者となる者であつて、同条に規定する入院、入所又は入居前に本市に住所を有していたと認められる者</u> (4) <u>高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、千葉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療の被保険者となる者であつて、本市の区域内に住所を有するとみなされる者</u> (5) <u>他の市町村の区域内に住所を有する者で、身体障害者福祉法第9条第2項及び第3項若しくは知的障害者福祉法第9条第2項及び第3項の規定により本市が援護を行なっている者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項及び第4項（同法第52条第2項及び第76条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定により本市が支給決定を行なっている者</u> (6) <u>前各号の規定にかかわらず、本市に住所を有し、第1号アからエまでのいずれかに該当する者のうち、他の市町村による重度心身障害者に係る医療又はこれに類するものの助成を受けることができない者で、市長が特に必要と認める者</u> 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。 (1)～(3) 略 (4) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者</u> 3～6 略	(2) 略 (3) <u>後期高齢者医療の被保険者であつて、後期高齢者医療の被保険者となる前日に前号に規定する本市の区域内に住所を有するものとみなされる者（国民健康保険法第116条の2第1項各号に掲げる病院等に引き続き入院等をしている者に限る。）</u> (4) <u>他の市町村の区域内に住所を有する者で、身体障害者福祉法第9条第2項若しくは知的障害者福祉法第9条第2項の規定により本市が援護を行なっている者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項（同法第52条第2項及び第76条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定により本市が支給決定を行なっている者</u> 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。 (1)～(3) 略 3～6 略
--	--

新旧対照表

○議案第66号 木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

新				旧			
木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 平成5年9月25日 条例第21号				木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 平成5年9月25日 条例第21号			
別表第1（第31条）				別表第1（第31条）			
種別	取扱区分	手数料の額	徴収の方法	種別	取扱区分	手数料の額	徴収の方法
略				略			
その他の一般廃棄物	事業活動によらないもので、市長が指示する場所へ搬入するとき	20キログラムまで 200円 20キログラムを超える分については10キログラムまでごとに つき 65円	搬入の際に現金	その他の一般廃棄物	事業活動によらないもので、市長が指示する場所へ搬入するとき	20キログラムまでごとに 130円	搬入の際に現金
	事業者又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市長が指示する場所へ搬入するとき	20キログラムまで 300円 20キログラムを超える分については10キログラムまでごとに つき 90円	搬入の際に現金又は納入通知書若しくは廃棄物処理券		事業者又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市長が指示する場所へ搬入するとき	20キログラムまでごとに 180円	搬入の際に現金又は納入通知書若しくは廃棄物処理券
備考 略				備考 略			

新旧対照表

○議案第67号 木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び木更津市公共下水道の事業認可区域外から公共下水道への流入に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 昭和59年3月30日 条例第15号	木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 昭和59年3月30日 条例第15号
附 則 (延滞金の割合の特例)	附 則 (延滞金の割合の特例)
2 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）</u> が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつては <u>その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</u>	2 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の <u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）</u> が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（ <u>以下この項において「特例基準割合適用年」という。</u> ）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては <u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</u>
(過誤納金の取扱いの特例)	(過誤納金の取扱いの特例)
3 当分の間、各年の <u>還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。）</u> が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、第12条第2項に規定する過誤納金の計算の基礎となる期間であつてその年に含まれる期間に対応する過誤納金についての <u>同項の規定の適用</u> については、同項中「年7.25パーセントの割合」とあるのは、「 <u>附則第3項に規定する還付加算金特例基準割合</u> 」とする。	3 当分の間、各年の <u>特例基準割合</u> が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、第12条第2項に規定する過誤納金の計算の基礎となる期間であつてその年に含まれる期間に対応する過誤納金についての <u>同項規定の適用</u> については、同項中「年7.25パーセントの割合」とあるのは、「 <u>附則第2項に規定する特例基準割合</u> 」とする。

新旧対照表

○議案第 6 7 号 木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び木更津市公共下水道の事業認可区域外から公共下水道への流入に関する条例の一部を改正する条例（第 2 条関係）

新	旧
木更津市公共下水道の事業認可区域外から公共下水道への流入に関する条例 平成14年 2 月 28 日 条例第 5 号	木更津市公共下水道の事業認可区域外から公共下水道への流入に関する条例 平成14年 2 月 28 日 条例第 5 号
附 則 (延滞金の割合の特例)	附 則 (延滞金の割合の特例)
4 当分の間、第 7 条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</u>	4 当分の間、第 7 条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の <u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</u>

議案第68号 契約内容書

工 事 名	木更津市立小学校G I G Aスクール校内通信ネットワーク整備事業
工 事 場 所	木更津市中央一丁目11番1号ほか16校
工 事 期 間	令和3年3月12日限り
工 事 種 別	電気工事
工 事 概 要	校内高速大容量の通信ネットワークの整備 (対象施設) 小学校17校
契 約 金 額	256,300,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)
契約の相手方	木更津市富士見一丁目7番8号 小峯電業株式会社木更津支店 木更津支店長 小川 繁春

随意契約業者選定調書

工 事 名	木更津市立小学校G I G Aスクール校内通信ネットワーク整備事業
選 定 業 者 名	木更津市富士見一丁目7番8号 小峯電業株式会社木更津支店 木更津支店長 小川 繁春
選 定 理 由	木更津市立小学校G I G Aスクール校内通信ネットワーク整備事業は、既に公募型プロポーザル方式の競争が実施されており、契約の相手方があらかじめ特定されているため。 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

議案第69号 契約内容書

工 事 名	木更津市立中学校G I G Aスクール校内通信ネットワーク整備事業
工 事 場 所	木更津市中央一丁目10番1号ほか11校
工 事 期 間	令和3年3月12日限り
工 事 種 別	電気工事
工 事 概 要	校内高速大容量の通信ネットワークの整備 (対象施設) 中学校12校
契 約 金 額	165,440,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)
契約の相手方	木更津市請西南五丁目25番地18 六幸電気工業株式会社 代表取締役 嶋野 貞雄

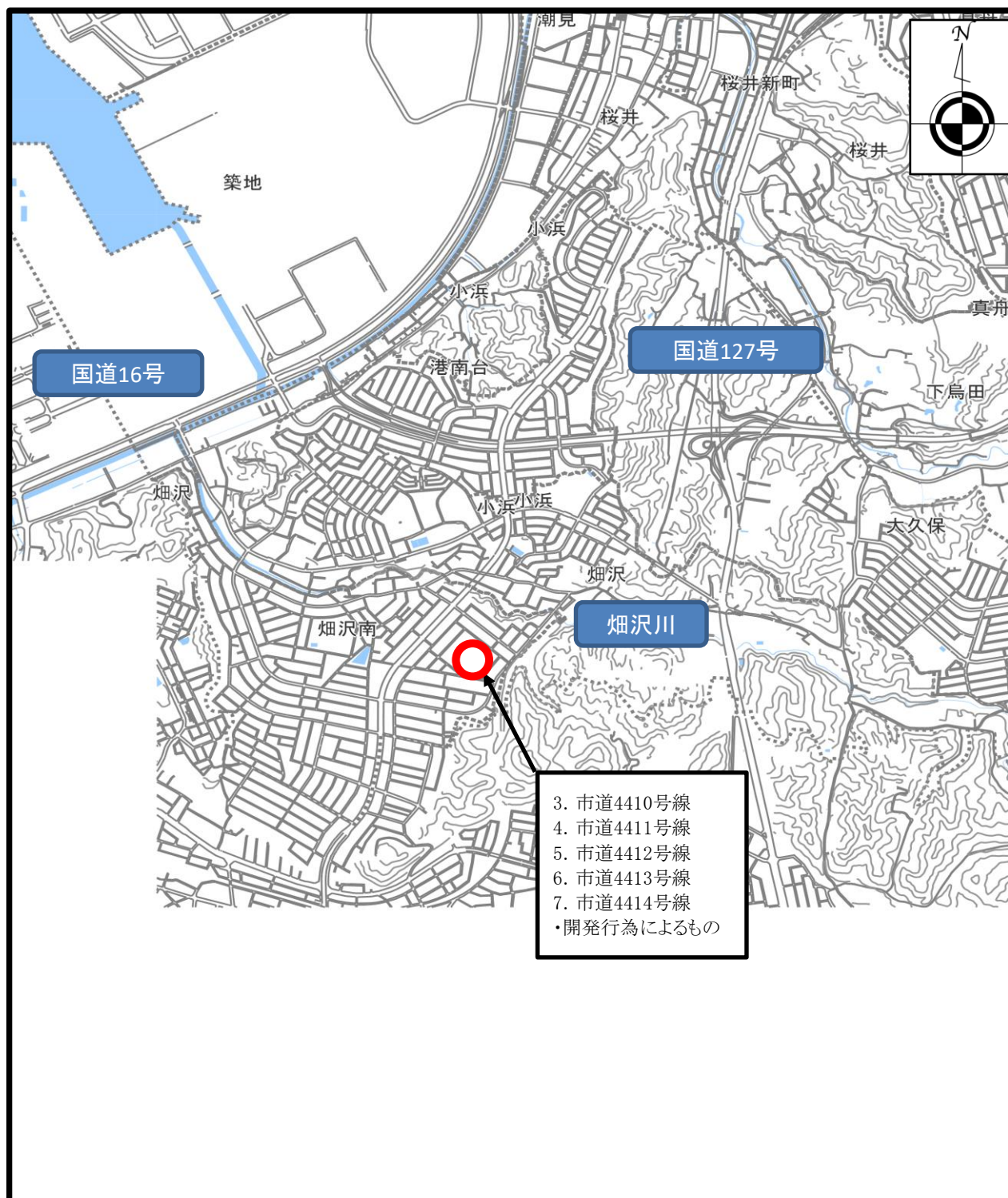
随意契約業者選定調書

工 事 名	木更津市立中学校G I G Aスクール校内通信ネットワーク整備事業
選 定 業 者 名	木更津市請西南五丁目25番地18 六幸電気工業株式会社 代表取締役 嶋野 貞雄
選 定 理 由	木更津市立中学校G I G Aスクール校内通信ネットワーク整備事業は、既に公募型プロポーザル方式の競争が実施されており、契約の相手方があらかじめ特定されているため。 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

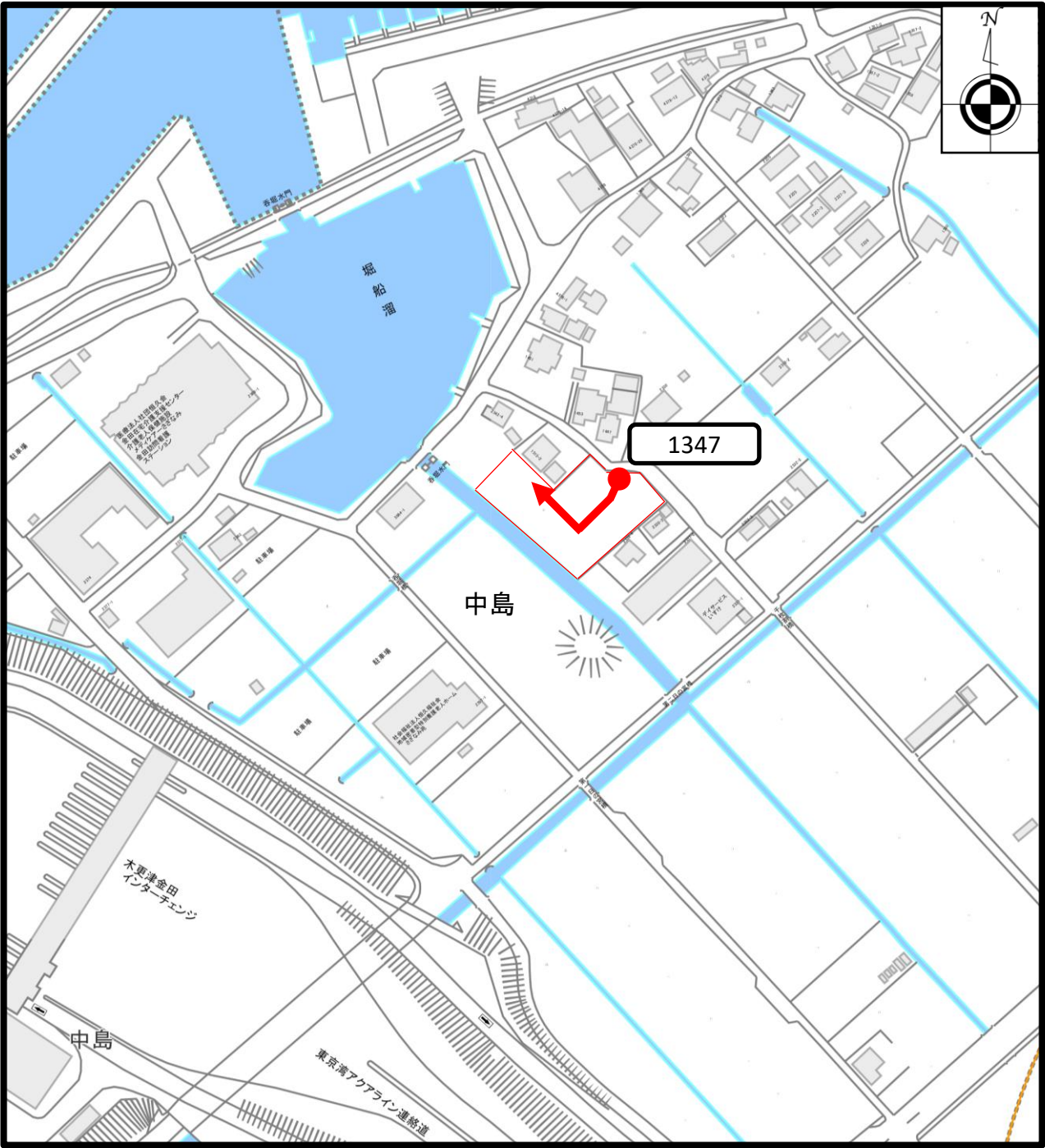
認定する市道路線の位置図(その1)



認定する市道路線の位置図(その2)



1. 市道1347号線

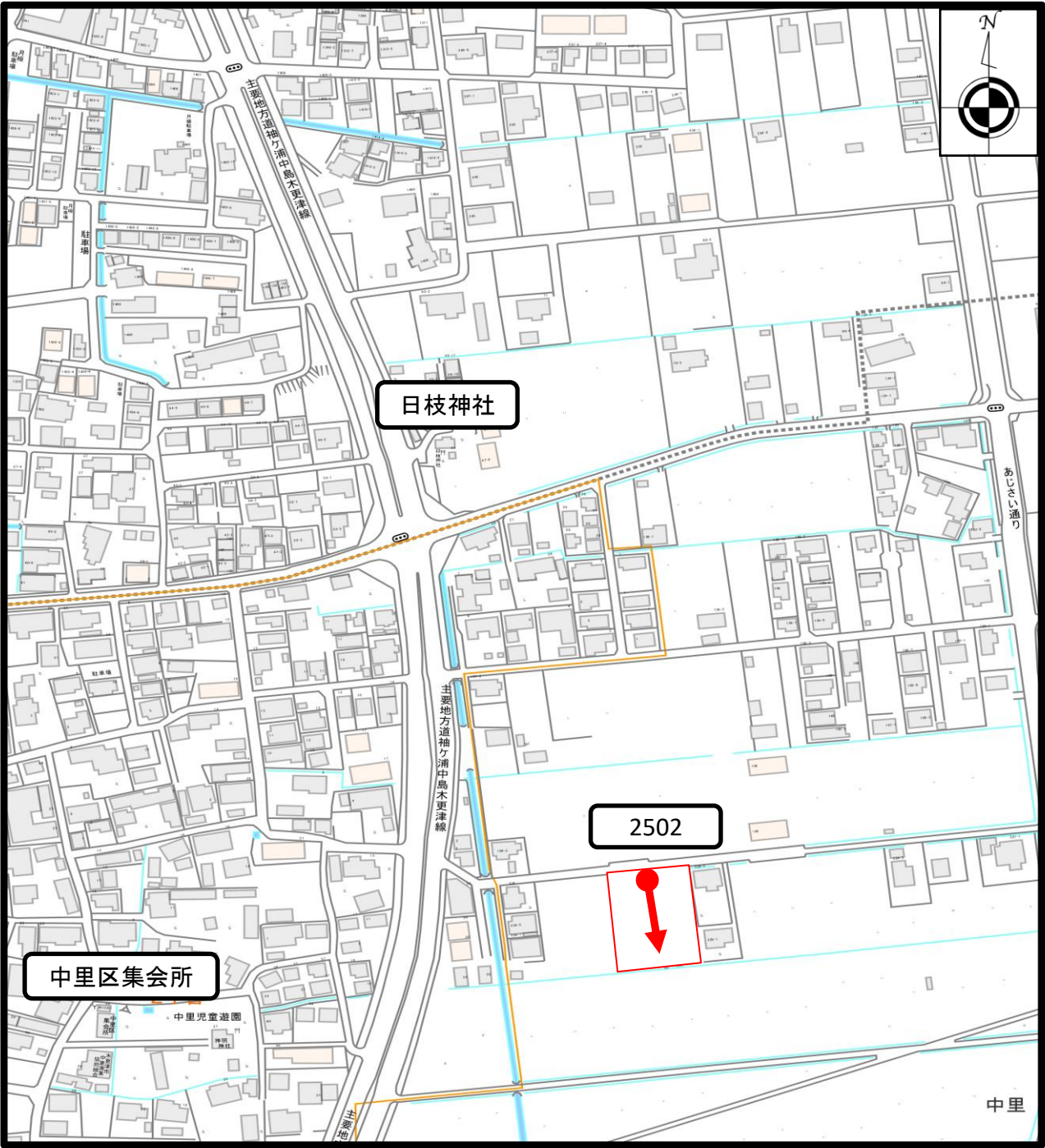


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
1	1347	62.5	5.0	9.2

(単位：メートル)

● 起点
▲ 終点

2. 市道2502号線

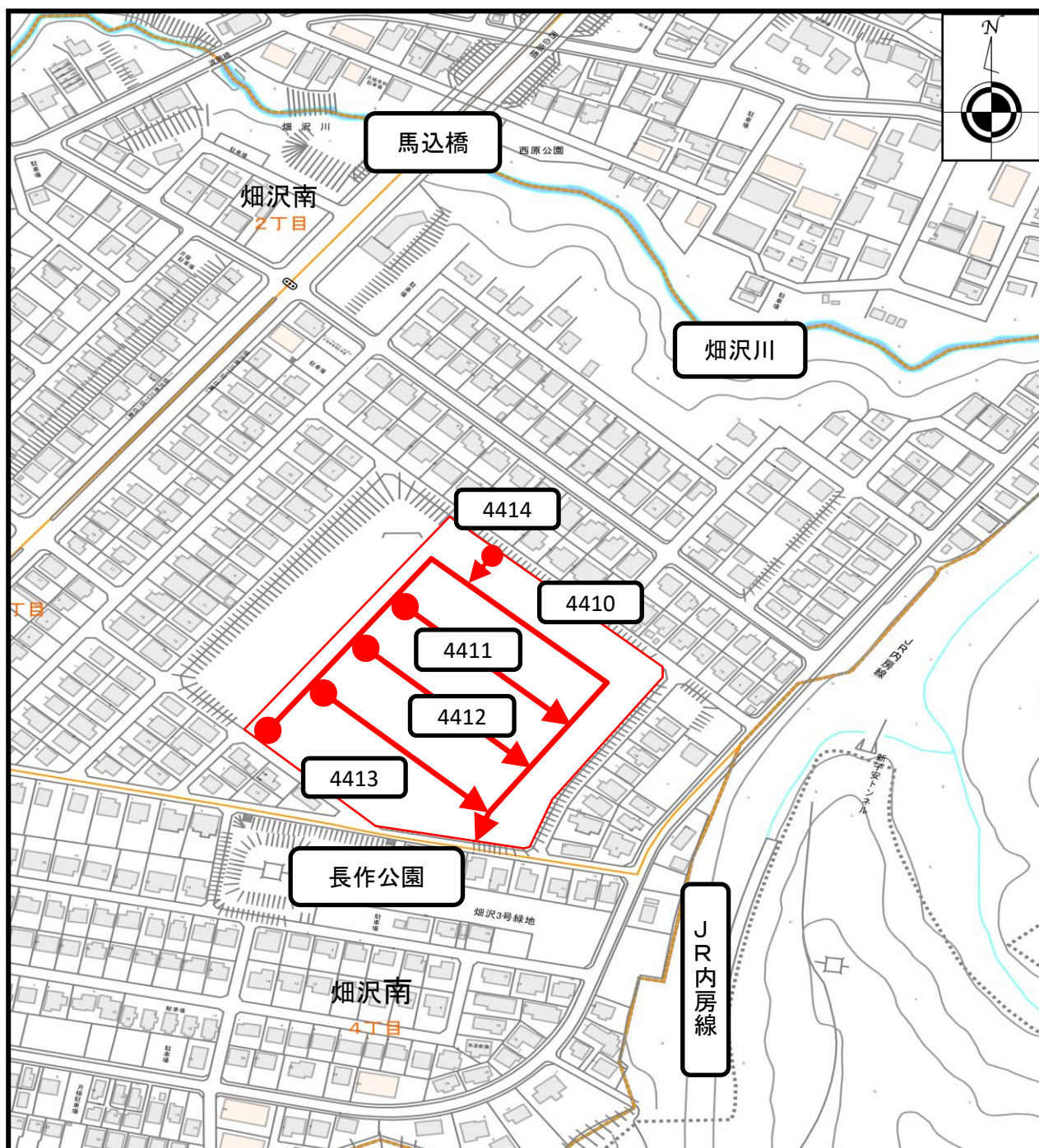


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
2	2502	46.7	6.0	10.3

(単位：メートル)

● 起点
▲ 終点

3～7. 市道4410号線～市道4414号線

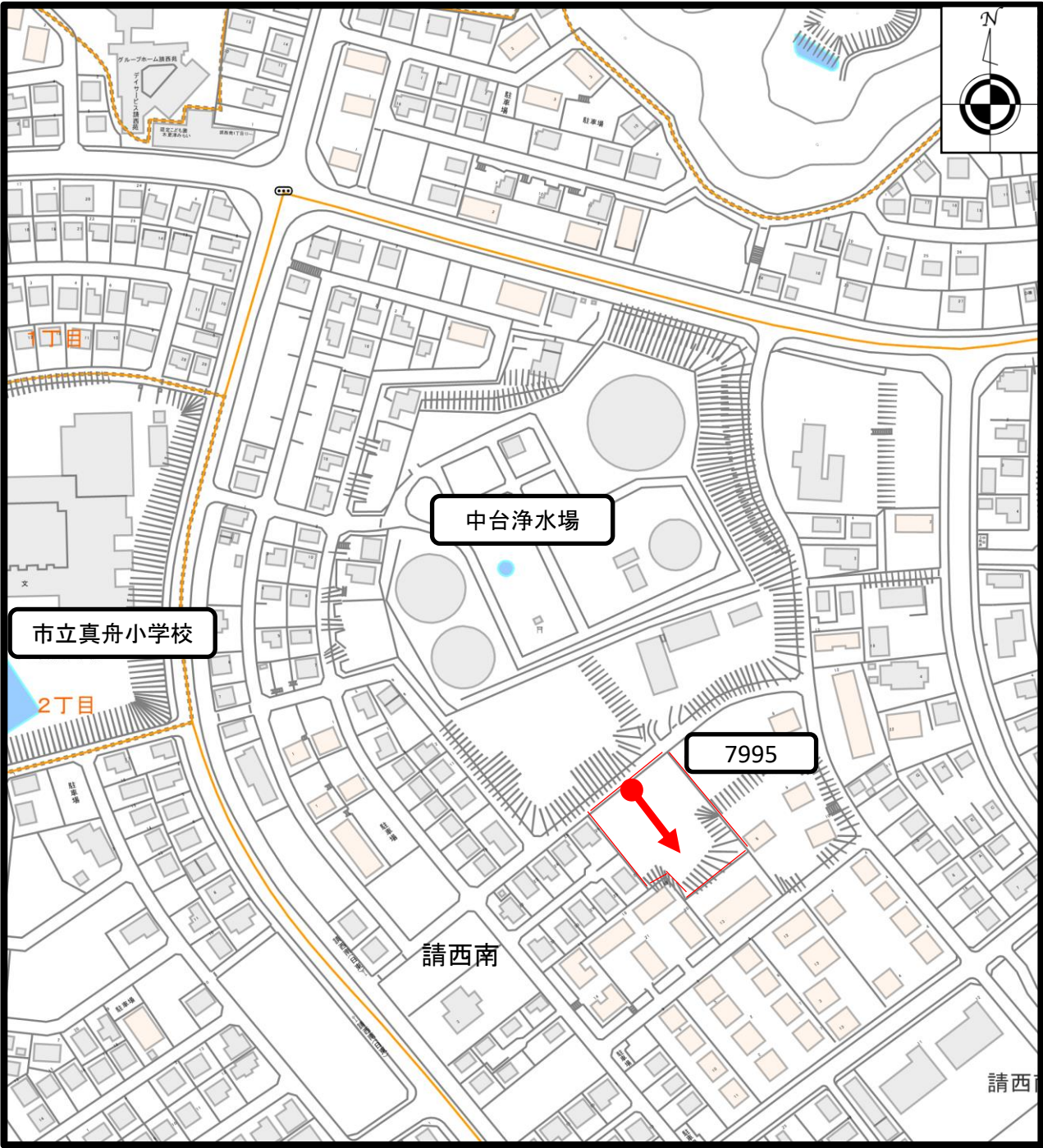


整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
3	4410	349.1	6.0	10.2
4	4411	92.0	6.0	10.3
5	4412	92.0	6.0	10.3
6	4413	92.2	6.0	10.4
7	4414	20.0	6.0	10.3

(単位:メートル)



8. 市道7995号線



整理番号	市道番号	延長	最小幅員	最大幅員
8	7995	40.7	5.0	9.2

(単位：メートル)

● 起点
▲ 終点